

所得税と市・県民税の申告が始まります

問 [所得税や確定申告など] 刈谷税務署 ☎ 21-6211
[市・県民税の申告] 稅務課市民税係 ☎ 95-9878

所得税の申告（確定申告）とは

毎年1月1日～12月31日の所得と、それに対する所得税を計算し、申告期限までに申告・納税する手続きです。確定申告の会場は刈谷税務署です。一部、市内申告会場での申告が可能です（6ページ参照）。

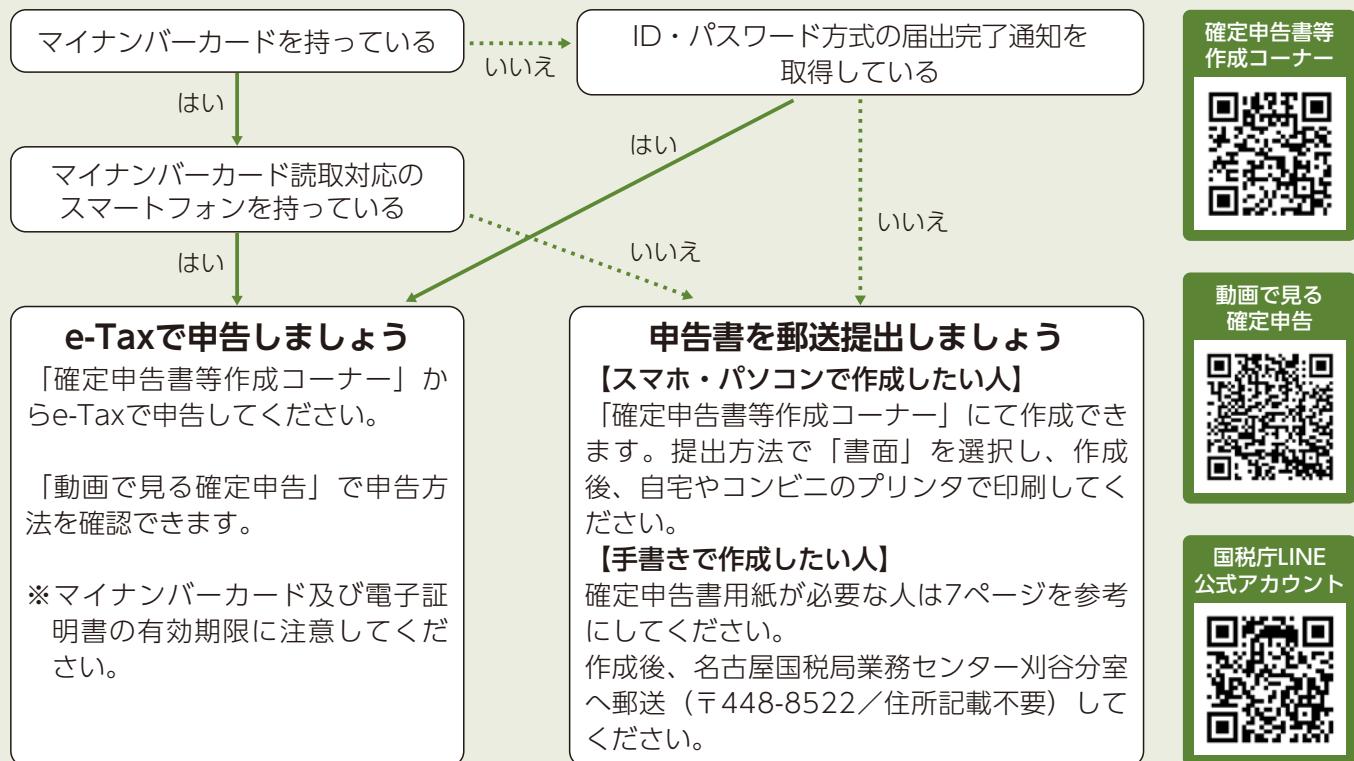
市・県民税の申告とは

前年の所得に対する市・県民税（住民税）を計算するための申告です。確定申告をする人は市・県民税の申告の必要はありません。

- ・申告が必要な人が申告をしなかった場合、年税額を一度に納めなくてはいけないことがあります。
- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、各種手当、保育料などは申告した所得などを基に計算しています。無収入であっても申告をしないと、国民健康保険では軽減・減免制度が受けられない場合があります。また、保険料や保育料が正しく計算されなかったり、各種手当が制限される場合があります。

スマホでの確定申告（e-Tax）がオススメ

確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して行うe-Tax（スマホ申告）をぜひ利用してください。e-Taxでは、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を活用し、画面の案内に沿って金額などを入力するだけで確定申告書、収支内訳書などの作成及び申告ができます。



刈谷税務署での確定申告

申告会場	刈谷税務署（刈谷市若松町一丁目46番地1 刈谷合同庁舎内）
開設期間	2月16日(月)～3月16日(月)の平日、3月1日(日) 9時～17時
その他	<ul style="list-style-type: none">・還付申告手続きを行う人は、2月13日(金)以前の平日でも、確定申告の受付を行います。・1月5日(月)～2月9日(月)はLINEでのオンライン事前予約もしくは電話での事前予約制により申告相談を行います。・2月10日(火)以降は「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、LINEでのオンライン事前予約又は確定申告会場での当日配付の二つの方法で配付しています。

市役所会場が事前予約制になります

混雑緩和及びスマホでの確定申告（e-Tax）推進のため、市内申告会場のうち市役所会場が事前予約制になります。受付可能数に限りがありますので、スマホでの確定申告（e-Tax）などを検討してください。

※一部予約なしでも申告を受け付けますが、受付可能数はごく少数です。原則予約をお願いします。

市内申告会場での申告

会場区分	市内申告会場		
	地区会場		市役所会場
日付	1月29日(木) 30日(金)	2月5日(木) 6日(金)	2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日は除く)
場所	農業者コミュニティセンター	南部市民プラザ	市役所 2階大会議室
時間	(午前の部) 9時～12時 受付終了時刻11時30分 (午後の部) 13時～15時30分 受付終了時刻15時		①8時50分～ ②9時20分～ ③9時50分～ ④10時20分～ ⑤10時50分～ ⑥11時20分～ ⑦12時50分～ ⑧13時20分～ ⑨13時50分～ ⑩14時20分～ ⑪14時50分～ ⑫15時20分～ 1枠30分程度
受付方法	来場者順 ※事前予約制ではありません。 ※混雑状況により受付終了時刻を早める場合があります。	事前予約制 定員に達し次第終了です。予約時に表示される注意事項を必ず確認してください。 ▼予約日時 (締め切り日は開催日前日15時まで) 2月16日(月)～20日(金)開催分：2月9日(月)9時～ 2月24日(火)～27日(金)開催分：2月16日(月)9時～ 3月2日(月)～6日(金)開催分：2月24日(火)9時～ 3月9日(月)～16日(月)開催分：3月2日(月)9時～ ▼予約方法 以下の2つのいずれかより予約してください。 LINE予約 碧南市LINE公式アカウントの[便利機能]→[予約]から予約	  電話予約 予約専用コールセンター (95-5131) 各予約開始日以降の平日9時～15時

市内申告会場を利用する際の注意点 ※必ず確認してください

- 会場の混雑状況により、受付終了時刻を早める場合があります。
- 予約の有無を問わず、申告に必要な書類がそろっていない人の申告は受付できません。
- 医療費控除を申告する場合は、必ず来場前に医療費控除の明細書を作成し、持参してください。
作成できていない場合、医療費控除の申告は受付できません（医療費の領収書の持参及び提示は不要）。
- 市役所会場について、予約済みでも当日の申告受付状況により案内が遅れる可能性があります。
- 自分で申告書を作成された人は、税務課の投函箱へ提出してください。
- 上記期間は税務課窓口では申告できません。3月17日(火)以降は、市・県民税の申告のみ税務課窓口で受け付けます。
- 円滑な会場運営のため、申告に関する質問は事前に刈谷税務署（確定申告）又は税務課市民税係（市・県民税の申告）へ問い合わせてください。

持ち物 ※そのほか申告に必要な書類は持参してください

共通	マイナンバーカード又は通知カード（通知カードの場合は運転免許証などの本人確認書類も必要）
	確定申告のお知らせはがき、封書（税務署から郵送された人のみ）
	金融機関の口座番号が分かるもの（所得税の還付を受ける人のみ）
所得が分かるもの	源泉徴収票（給与・年金）、収支内訳書（事業、不動産など）
	年金・満期保険金支払い証明書（税務申告用）、シルバーなどの雑収入が分かるもの
控除に関するもの	社会保険料の払込証明書又は領収書、国民年金保険料の控除証明書又は領収書
	生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ、障害者手帳、障害者控除対象者認定書
	寄付金の受領書、寄付金控除に関する証明書など（ワンストップ特例を申請した人も対象）

市内申告会場で受付できない確定申告

以下の内容を含む確定申告は、市内申告会場では受付できません。刈谷税務署での申告か、スマホでの確定申告（e-Tax）などを検討してください。税務課の投函箱へ自身で作成した確定申告書の提出は可能です。

- ・営業、農業、不動産所得のいずれか
- ・分離課税所得（土地や株式などの譲渡所得、配当所得、退職所得など）
- ・暗号資産（仮想通貨）に係る雑所得　・総合課税の譲渡所得　・過年分申告
- ・住宅借入金等特別控除の申告（年末調整で済んでいる場合を除く）　・消費税及び地方消費税の申告
- ・贈与税の申告　・外国税額控除の申告　・そのほか税務署での確認が必要な申告

税理士による無料相談

時 2月16日(月)～2月27日(金)の平日 9時30分～12時、13時～16時 **所** 市役所 2階大会議室
対 ①2024年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額又は事業専従者控除額を控除する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）
②①の人で、消費税及び地方消費税の課税事業者である場合には、2023年分の課税売上高が3,000万円以下の人
③給与所得者及び年金受給者（譲渡所得がある者は除く）
※申告手続きには本人確認書類の写しの添付が必要です。

定 各日12人（完全予約制）

申 1月8日(木)～相談前日9時～17時に税務課市民税係（📞95-9878）へ電話

▼以下の人は利用できません

- ・収支内訳書又は青色申告決算書を作成していない人　・65万円の青色申告特別控除を受けようとする人
- ・譲渡所得（土地、建物及び株式などを売却）、山林所得又は贈与税の申告をする人
- ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ・給与所得者及び年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・初めて消費税及び地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する人

▼注意事項

- ・今年度より3月中の実施はありません。
- ・完全予約制のため、利用を希望される人は必ず前日までに予約してください。
- ・1人で複数人の申告をする場合は予約時に必ず申し出てください。
- ・相談当日は申告書類確認のため、予約時間前に来場してください。予約時間を過ぎても来場されない場合は予約無効となります。
- ・予約済みでも当日の申告受付状況により案内が遅れる可能性があります。

確定申告関係書類の入手方法

国税庁ホームページからのダウンロード、刈谷税務署への郵送請求、コンビニエンスストアのマルチコピー機での印刷サービス利用などの方法があります。

部数は僅かですが、1月13日(火)から市役所税務課窓口にも設置します。窓口設置分は無くなり次第終了です。

▼印刷サービスが始まりました

10月から、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機において、申告書などが印刷できるサービスが開始しました。

サービス提供場所	ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ローソン
印刷できる申告書など	所得税申告書、収支内訳書など

※マルチコピー機の使用には別途費用が必要です。



医療費通知の発送

問 国保年金課国保年金係 ☎ 95-9891

国民健康保険加入者の1月、2月の発送日は右のとおりです。
医療費通知が届く前に医療費控除の申告をする場合は、医療費の領収書などで対応をお願いします。

発送日	診療月
1月21日(水) (予定)	9・10月
2月18日(水) (予定)	11・12月

高額療養費支給分は差し引いて申告を

問 国保年金課国保年金係 ☎ 95-9891

高額療養費の支給があった人は、実際に支払った医療費の合計金額から高額療養費の支給分を差し引いて申告してください。

障害者控除

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎ 95-9888

障害者控除・特別障害者控除は、障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象になります。

税の控除を受けるためには、申告する際に障害者控除対象者認定書が必要です。該当すると思われる人は相談してください。認定書の申請には、窓口に来る人の本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

事前に認定書の郵送交付を申請した人には、1月下旬に認定書を送付します。



介護用おむつ代

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎ 95-9888

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められる期間のおむつ代は医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象となります。

なお、おむつ代について2024年分から初めて医療費控除を受ける人や医療費控除を受けるのが2年目以降の人で、要介護認定を受けている人は市の発行するおむつに関する主治医意見書記載事項確認書で医療費控除が申請できる場合がありますので相談してください。

申請するには本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。

リフィル処方箋って？

問 国保年金課国保年金係 ☎ 95-9891

▼リフィル処方箋とは？

通常の処方箋は医師が決めた日数分の薬を一度だけ受け取ることができます。リフィル処方箋は、定められた期間内・回数内であれば、同じ処方箋を用いて医師の診察をせずに、薬局で繰り返し薬を受け取ることができます。

▼リフィル処方箋の特徴

リフィル処方箋の対象は、症状が安定していて、医師がリフィルによる処方が可能と認めた患者です。リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回です。

※国の規制により、対象となる薬局が限定されています。投与量に制限がある薬（新薬や向精神薬など）や湿布薬など一部の薬はリフィル処方箋の対象外となります。そのほか、副作用の疑いがある場合や服薬状況を薬剤師が把握できない場合は、リフィル処方箋の中止や中断をする場合があります。リフィル処方箋の発行には医師の判断が必要のため、かかりつけ医師とよく相談してください。